

議案第 53 号

筑西市印鑑条例及び筑西市手数料条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 7 日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市印鑑条例及び筑西市手数料条例の一部を改正する条例

(筑西市印鑑条例の一部改正)

第 1 条 筑西市印鑑条例（平成 17 年条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 3 項中「個人番号カード」を「個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）又は移動端末設備（同法第 16 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備であって、同法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」に改める。

(筑西市手数料条例の一部改正)

第 2 条 筑西市手数料条例（平成 17 年条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

別表住民票等の項納付額の欄中「個人番号カードをいう。以下同じ。）」を「個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したもの

に限る。以下同じ。)又は移動端末設備(同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。以下同じ。)」に改め、同表印鑑登録の項納付額の欄及び同表税の項納付額の欄中「個人番号カード」を「個人番号カード又は移動端末設備」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。